

**平成30年度 第1回習志野市障がい者地域共生協議会
全体会 会議録**

日時 平成30年7月27日(金)
午後2時00分から4時00分
場所 市役所1階 大会議室

出席者 委員26名 事務局7名

【委員】

福田弘子、菊地謙、森真也、岡澤早苗、荒井直樹、張替優子、橋詰信一郎、山口ふじ子、森田美恵子、中神茂樹、松井秀明、八尋信一、松尾公平、小川晃好、椿精一、野手利浩、高津英一、木藤直美、千葉義則、喜田敬子、古田修一、森崎俊治、内山澄子、館澤真木子、米山馨、松本大輔（敬称略）

（事務局）

菅原優（健康福祉部部長）、矢島明彦（障がい福祉課課長）、鶴岡拓人（同企画係係長）、下村康弘（同副主査）、鈴木真理子（同主任主事）、林由香里（同主事）、飯田理恵（同主事）

欠席者 委員7名

尾畑茂男、北濃千寿、高瀬真琴、豊嶋美枝子、半田智子、武石厚司、窪田正樹（敬称略）

1. 開式の言葉

（福田副会長）

本日は、尾畑委員、北濃委員、高瀬委員、豊嶋委員、半田委員、武石委員、窪田委員、より欠席のご連絡をいただいている。なお、出席は過半数を超えているのでこの会は成立となる。

なお、松尾会長は所用のため遅れてこられる旨連絡をいただいておりますので、会長が来られるまで司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは議事に先立ちまして、今年度はじめての全体会となりますので、菅原部長より一言ご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

～菅原部長挨拶～

（福田副会長）

ありがとうございました。続きまして、障がい福祉課長に着任されて初めての全体会となりますので、矢島課長からも一言お願いしたいと思います。

～矢島課長挨拶～

(福田副会長)

ありがとうございました。それでは議事に入りたいと思いますが、部長はこの後他の公務がございますので、ここで退席されるとのことですので。

～部長退席～

(福田副会長)

では最初に事務局から資料の確認をお願いします。

～事務局より資料説明～

(福田副会長)

ありがとうございます。本日、傍聴の希望はありませんでしたので、ご承知おきください。

2. 新規委員自己紹介

(福田副会長)

まずはじめに、4月1日付で委員の変更がありましたので紹介させていただきます。各委員より一言、よろしくお願いします。

～新規委員自己紹介～

3. 各部会より会議報告及び協議

次に、各部会の会議の報告をお願いしたい。

【相談支援部会：荒井副部会長】

相談支援部会では年4回情報交換会を開催しているところだが、今年も年4回情報交換会を予定し、1回目と2回目を終えている。1回目の情報交換会は5月8日に行った。計画相談支援事業所と児童の相談支援事業所に参加いただき、各事業所の特色や活動状況、利用人数、課題等を発表していただき情報共有を図った。児童の相談支援事業所であれば学校などの教育機関とどのように連携していくべきか、増えている相談件数に対して相談支援専門員の数が不足している等の課題を共有した。今年度から新規に相談支援事業を始めた事業所にも参加いただいたので横のつながりを作る意味合いでも良い機会になったよ

うに思う。また、障がい福祉課より平成 30 年度の制度改正・報酬改定や受給者証の更新月の変更についての説明も行った。

2 回目の情報交換会は 7 月 11 日に行った。「精神障がい者の支援に関する事例検討」というテーマで 11 の相談支援事業所に参加いただいた。ロールプレイ形式で旅人の木の保坂相談支援専門員に精神障がいの当事者を演じていただき、事業所と相談部会員を 2 グループに分けて、各グループごとに当事者からの聞き取り、計画の策定の話し合い、発表などを行った。若干時間が足りずに、精神障がいの計画を初めてたてる方もいたのでしっかり計画をたてるまでにはいかなかったが、交流・経験という意味で有意義であった。

第 3 回は 10 月 2 日に放課後等デイサービスと児童発達支援事業所を対象にして「日中から宿泊にかけての支援のあり方」というテーマで行う予定である。

第 4 回は 1 月 8 日に予定されており、テーマは今後検討していく。委員の皆さまにはまたご案内するので、お時間ある方はぜひ参加していただきたい。

8 月 18 日に秋津のまちづくりに会議に福田副会長と参加し、ならともの活動紹介を行い、地域の困りごとなどをうかがう予定である。

(福田副会長)

配布した資料の中にある精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築ということで国の方から示された運営基準ですが、千葉県では 29 年度まで精神障がい者地域移行支援事業というもので長期入院の精神障がいの方の地域移行を進めて、地域移行が始まってから 10 年以上たっているということと、地域の中で暮らしていく様々な課題、病院から戻ってきたときに地域に住みやすい仕組みとはどんなものか、国のほうが事業の内容を変えてきている。ならともも習志野市でどのような市民の活動であったり、障がいのある方にとってどうしたら住みやすい街になるかということ、相談支援部会でワーキングチームをつくり活動をしていく。習志野圏域で、年に 2 回以上は活動したいと思っている。皆様にもご協力をお願いしたい。以上。

【児童部会：松井部会長】

児童部会は 4 月より社会資源開発・改善部会より引き継いで移動支援事業の検討を行っている。朝の重症心身障がい児（医療ケアのある方を含めて）の通学送迎による保護者からの相談から始まり、それに伴う移動支援事業の問題解決に向けて検討を行っている。

まず部会として、4 月に市内の相談支援事業所に移動支援事業についてアンケートを配布した。その中で意見をうかがい多く課題として出たのが、市内の移動支援に対応できる事業所が不足していること、人員が不足していることがわかった。皆さまのご意見うかがって部会として何ができるか検討をして、アクションを行っていきたいと思っている。

まず 1 つ目は、市内の放課後等デイサービス事業所、児童発達支援事業所、日中一時支援事業所へ移動支援事業の登録を行っていただけるような説明をしたいと思っている。10 月 2 日に相談支援部会で児童福祉サービス事業所向けの情報交換会を開催予定で、その際に移動支援の登録をお願いできないか説明していきたい。今現在障がいをもつ児童の多く

は放課後等デイサービス事業を利用している。普段利用している放デイで移動支援事業の登録をしてもらえれば、事業所としても、保護者としても、普段よく理解しあっているという意味合いでも安心して利用できるのではないかと思います。提案していきたい。

2つ目は、ガイドヘルパーの養成講座の広報活動を行っていききたい。こちらは商工会議所のほうで今年度もガイドヘルパーの養成講座を行う予定と聞いている。そこで、商工会議所（野手委員）にお願いしたいことが2点ほどある。

1点目は、チラシができあがった際には、児童部会のほうにいただけないか。

2点目は、ガイドヘルパー養成研修の終了時に市内の移動支援事業所を紹介していただけないか。これについては、市内の事業所のハンドブックがありますので、そちらを配布していただきたい。

3つ目は、習志野市民カレッジの講座にガイドヘルパーの養成研修を取り入れようと考えておりましたが、時間数等の問題により難しいということもあり、今現在は別の形で取り組もうと思っている。運営会議のほうでは、協議会全体として市民カレッジの講座のコマを確保できるよう動いていく。

4つ目は、移動支援事業が通所通学にも使える場合があるということ、障がい福祉課でも何かあった折には説明してもらいたい。相談支援事業所に対しても周知をお願いしたい。

これまで教育と福祉の連携を目指して「先生お困りですか」というチラシを配布していたが、これに代わるチラシのほうを作成する予定である。内容等は協議中でまだ決まっていないが、福祉と教育をつなげるという意味でのチラシを今年度も作成し、配布したいと考えている。今まで1年後にアンケートを配布していただが、今年度はチラシ配布と同時にアンケートを配布して評価を得ようと考えている。以上。

（福田副会長）

ありがとうございました。商工会議所の野手委員にお願いごとがありました。大丈夫でしょうか。

～ 野手委員 了承 ～

【就労支援部会：小川部会長】

就労支援部会では4月と8月に「ならたく」を発行した。より多くの方に読んでいただけるよう検討し、8月号からならたくの表面にナラシドを載せた。裏面の各部会からも「ならとも」からの情報発信ということで、今回は相談支援部会担当でグループホームの生活の様子を取材していただき記事にした。次回は12月発行予定である。

8月7日に市内の就労系事業所の意見交換会を開催する。市内の事業所間のネットワークづくり、連携を深めること、各事業所がどういう作業をしているのかを把握して、共同受注につなげていけるような流れができるといいと考えている。各事業所からの課題抽出などをできるとよいと考えている。

もう一点は9月4日に優先調達の説明会を開催する予定である。前年度は未開催だったが、今年度はまた改めて様々な角度から市の職員に各事業所で障がいのある方の実際に働く姿が見えるような会にしたいと考えている。今後は市民アンケートや意見交換会から課題を抽出し、検討協議をしていきたいと思う。

また、8月の意見交換会はオブザーバーを募集しているので、ぜひ参加をしてほしい。
以上

（福田副会長）

8月の意見交換会のオブザーバー募集については、市の相談支援事業所にも募集してもらえるといいかと思う。お時間ある方は、顔の見える関係になることがいろいろなところで仕事がやりやすくなると思うので、参加をお願いしたい。

【権利擁護部会：古田部会長】

権利擁護部会では今年度コミュニケーションボードやコミュニケーションカードについての議論を中心に検討を行った。そのきっかけとなったのが障がい福祉課が今年度から実施する商店街合理的配慮ツール実験事業の説明を受けまして、コミュニケーションツールを市内1つの商店街で15店舗ほどモニターとして決定して、日本アビリティーズ協会から機器の提供を受けて、調査・聞き取りそして報告会を行うというこのような事業です。権利擁護部会としても関わって報告会へも出席していこうという流れになっている。

部会としては、今後の計画としてコミュニケーションボードの更なる普及活動に向けてどんなところにどんなものを設置すればよいか、当事者によるコミュニケーションカード活用に向けてなどの検討を進めていきたい。

コミュニケーションカードを試作してみようという動きにもなった。権利擁護部会の委員の一人も当事者団体に所属しており、当事者団体からも聴覚障がいの団体や内部障がい等の団体からも意見をヒアリングさせていただきました。福祉ふれあいまつりのほうで作成していきたいと考えている。

また、障がい福祉課が作成したナラシドをモチーフにしたバッジについて、何らかの意味合いを持たせることが出来ないかと検討を行ってきた。例えば、障がいのある人が付けている場合は、「ヘルプが必要です!」という意味になり、障がいのない人が付けている場合には「お手伝いが出来ますよ!」といった意味になるなど、市民に啓発の出来る媒体として認知されるような動きになれば良いと考えている。以上

【社会資源開発・改善部会：内山部会長】

社会資源開発・改善部会は移動支援についてと医ケアと重心のことに関しても児童部会のほうにお願いしていくということで、検討する内容が整理されてきているところである。今動きがある部分として大きいのは交通安全推進隊がある。特別支援学校の送迎のバス停のところに違法駐車があるので、その送迎をする保護者の車がバス停の近くに止められないという案件から事が始まり、ボランティアの方がそこに立っていただけるということ

で、そこで声かけをすることで特別支援学校の通学のお手伝いができるのではないかと、県のほうと相談をして、習志野市圏域で特別支援学校のバス停のボランティアを交通安全推進隊というのを2年前に立ち上げた経緯がある。最初の部分に関しては地域のボランティアさんが立つことによって、違法駐車による保護者の車から特別支援学校のバス停への移動が楽になったという案件がある中で、そこに立ってくださるボランティアさんが近隣の通学中のお子さんに声をかけてくださったり、その問題を解決するだけではない様々な効果があるとアセスメントし、だいぶ前から検討を始めたが、問題解決型の交通安全推進隊の派遣でなく、地域啓発のための部隊として、いろいろなバス停に立ってもらおうとそこに特別支援学校のバス停があるんだとか、啓発の効果のためのアプローチをかけていこうと考えている。具体的には、すでに特別支援学校に協力をいただいたのだが、朝の送迎の時間とバス停の場所を教えていただいたので、このあとチラシを作成し、社協のボランティアセンターやスポーツ推進員、退職後の教職員、大学のボランティアサークルもしくはボランティアの単位がある大学へ働きかけをしていきたいと考えている。

2つ目は、大久保駅のホームの安全性の向上についての要望書を昨年度に京成電鉄と習志野市にあげている。その後の動きとして、ホームドアが大きな要望ではあるが、CPラインというホームにオレンジ色のラインがつくことにより注意喚起ができるというものが、ついた。しかし、要望書をあげたことによりCPラインがついたわけではなく、元からの計画のもとにCPラインが導入されたと確認しており、今のところ要望書をあげたことによる効果は見られていない。

3つ目は、総合福祉センターの再開発について、健康福祉政策課の中野主幹よりお話をうかがった。建物の建て替えの計画でなく、そのエリアにどんな施設がほしいのか等の検討にならともが参画し議論していけないかということで方法を練っている。拠点の問題や基幹相談支援センターの問題、医ケアの必要なお子さんの問題、ひまわりが終わったあと市内デリハを受けられる場がないのではないかと、重心の方の日中活動や精神の方の日中活動の場が足りないのではないかと、などの課題が部会ではあがっている。

次に、3年ほど前に相談支援事業所のほうにアンケートをしたことがあり、この人にこのサービスが必要だと思って探すが、繋げられないサービスは何があるかという問いに、ショートステイと移動支援の2つがあがった。ショートステイに関してはあきつ園が昨年からはショートステイの事業を始めたというのは大きな評価ではあると思う。しかし、ショートステイの課題としては、全然知らない人を夜間の安定を確保しながらみるというのは躊躇する事業所が多い中で、日中活動でいつもみている人であれば、夜間1晩ならみれるとか職員の手があるときはみれるというようなやり方で何とか方法はないだろうか検討している。習志野市では日中一時支援の夜間対応型を今既に日中一時支援事業を登録している事業所で夜間対応型の登録をしていただいて、いま日中みている人を夜間対応等してもらえれば、ショートステイが拡充していくまでの間対応できないだろうかということを検討している。やりづらさに関してはサビ管が専従でいなければならないという市の要綱があるので、要綱変更に関して具体的に使いやすいものに要綱変更してもらえないか依頼をしている。

大久保の福祉まつりについて、参加して今年で4年目となるが、今年は11月10日に開催する予定である。これまで重心のお子さんの1日の生活の様子であったり、前回は大久保駅付近の危険度について要望書を見ていただいてご意見をいただくような活動をしてきた。福祉ふれあいまつりと違ってよいなと思うのは、普通の市民が来場される。福祉系のおまつりだと関係者ばかりになってしまいがちだが、大久保の福祉まつりは普通の市民が何かを食べにきながらいろいろ見て回るついでに、障がい者福祉の視点からアプローチがかけられるという部分では、地域のイベントに福祉の啓発部分を持ち込んでいく部分では非常に意味のある活動であると考え、今年も参加する予定です。その際は各部会にもいろいろご協力をお願いすると思うが、その時はどうぞよろしくお願ひします。

市川の自立支援協議会の中にある重心ネットワークという部会があって、法外ですが重心のショートステイをやっているところの見学会等を企画していきたいと考えている。以上。

3. 委員からの活動紹介

(中核地域生活支援センターまるっと：菊池委員)

～資料3に基づき説明～

4. 障がい者ネットワーク所属団体の活動紹介

(JOA 習志野会 会長 村山 輝子氏)

～資料4に基づき説明～

(福田副会長)

ありがとうございました。もう少し時間があればよかったのですが、申し訳ありませんでした。松尾会長がいらしたので、これから先は松尾会長にお願いしたいと思います。

(松尾会長)

遅くなりまして申し訳ございません。そうしましたら残り時間少なくなってまいりましたが、議題の5.協議会の広報活動について

5. 協議会の広報啓発活動について

(松尾会長)

地域に対する障がいに対する理解というのは協議会においても大きな役割だと感じている。そうしたなかで昨年までは協議会の広報活動というものが各部会の位置づけとしてそれぞれの取組むということでやってきたが、やはりここ数年の取組みを振り返ったなかでより効果的な取組みをしていくべきだと運営会議を主としてまとまったので、今年度は協議会全体でどういった広報啓発活動ができるかというような話の部分である。実際協議会の広報啓発活動としては、福祉ふれあいまつり・大久保の福祉まつり・交通安全推進隊という部分、昨年度まで行われていたところだが、今年度の福祉ふれあいまつりについて1

0月に開催予定となっているが、今年度の取組みを権利擁護部会の古田部会長よりお願いいたします。

(古田部会長)

部会のほうで検討してまいりまして、今回福祉ふれあいまつりにおきましては、ならともものブースで「コミュニケーションカード」を作りたいと考えております。簡単に説明させていただくと、コミュニケーションボードとはイラストを指さすことで自分の意志を伝えるツールである。このコミュニケーションボードは、お店用・緊急用・災害用・鉄道の駅用などの用途別のものもある。コミュニケーションカードは、ボードに掲載されているイラストの中から必要なイラストを選んで名刺サイズのカードに印刷をしたものである。切り取ってリングをつけて単語帳のように綴ったり、名刺ホルダーに入れたり、ラミネート加工をしたりと考えている。こちらのカードを何種類かピックアップして用意をしておいて、来場者に必要なカードを数種類えらんでいただいて、束ねてリングをつけてお渡しする。こんなかたちを考えております。皆さん方のご承認をいただけるのであれば、話を進めていきたい。以上。

(松尾会長)

ありがとうございました。内容等々細かく詰めていく必要はあるが、カードを作るという動きだけでなく、カードを作るプロセスを通してこういったコミュニケーションカードが必要なんだとか、障がいについて学ぶ機会になればと思うので、こういったコミュニケーションカードというツールを使って広報啓発を行うかたちで今年の福祉ふれあいまつりでは協議会としてこういったブースを展開していこうと思うが、よろしいか。

～承認～

はい。ありがとうございました。11月はまたより地域に密着したという意味では大久保の福祉まつりも数年前から非常に良い成果を上げていると思う。そして交通安全推進隊のほうも1名の方が特別支援学校のバス停に立ってサポートいただいているところですが、地域に同じようなニーズ等々も発生している部分でございますので、また改めて募集をかけていこうという動きもある。今までになかったが、数年前から啓発講座という形でやってまいりましたが、待ちの姿勢の中で市民の方になかなか促進していかないということもあり、今までの啓発講座、どこかの会場を借りて来てくださいという形式でなく、今年度アウトリーチ型の講座というものを考えている。仮名称としては「障がい啓発出張講座」ということで、地域の学校さんまたは団体等に障がいに関して勉強したい・知りたいと興味をお持ちの方に協議会の委員が赴いて、説明をしたり授業のサポートをしたり、普段なかなか障がいのある方と接点のないところへ赴いて知っていただく機会をこちらのほうから持っていこうということ、先日校長会議にも私が出席して学校さんへも働きかけをしてきたところである。今年度中に形になるかどうかわからないが、今までのように開催し

でもいつも顔見知りの方しか来ていただけない啓発講座よりも、むしろ知らないところに少数の方でもこちらから飛び込んで新たに知っていただく機会を広げることの方が有効ではないかということでチャレンジしていきたいと考えている。また皆さまからもいろいろなご意見やアイデアをいただきながら協議会の広報啓発活動を進めていきたいと思うのでどうぞよろしくお願いいたします。

6. 協議会の研修会について

(松尾会長)

協議会の研修についてですが、去年は厚生労働省の方に来ていただいてご講演いただいたり意見交換を行ったところである。今年度も協議会として研修会をやろうというところまでは方向性として決まっているが、どういった内容にしていこうかというところまでまだ詰めきれていない部分もある。開催時期については年末から年始ぐらいの時期になるかと思うが、今年度も協議会としてぜひ皆さんの知りたいこと勉強したいことを吸い上げて研修会というかたちにしていきたいと考えておりますので、今後各部会のほうでこういったものを勉強したい等、意見としてあげていただいて、皆さんの意見を反映させたいので協議会としても年に1回の研修会を開催していきたいと考えているので、よろしくお願いいたします。

6. その他

(松尾会長)

協議会としての発信以上となりますが、委員の方から何か発信等ありますか。

(内山部会長)

社会福祉法人のうえい舎で精神障がいの方が利用しているB型事業所「かりん」という喫茶店があるが、こここのところの猛暑で目の前を歩いているお年寄りの方にお水だけでも寄ってもらえたらと思い、スタッフと相談して無料給水スポットを始めることとした。ご注文いただかなくても月曜から金曜（水曜は休み）の11時半～16時の間、寄っていただいてお水を召し上がっていただけますので宣伝していただけるようお願いしたい。今後近隣の回覧板でも周知していく。

(松尾会長)

最後に事務局より次回の日程についてお願いします。

(事務局)

次回第2回全体会は、12月14日金曜午後2時より本日と同じ市役所1階大会議室で開催を予定しております。ご出席いただきますようお願いいたします。

7. 閉会

(松尾会長)

それでは、第1回習志野市障がい者地域共生協議会を閉会とする。お疲れ様でした。

所管課

健康福祉部障がい福祉課

TEL : 047-453-9206

(内線 215)

FAX : 047-453-9309

中核地域生活支援センターまるっとのご紹介

1. 中核地域生活支援センターとは？

千葉県が定める要綱にもとづき平成16年10月に開設された相談支援事業です。13の健康福祉圏域に1か所ずつ設置され、公募・選考された民間の法人が県から委託を受け、運営にあたっています。具体的な事業として、以下の4つが定められています。

① 包括的相談支援事業

制度の狭間や複合的な課題、新たな課題により生活不安を抱えている方等を中心に、関係機関とともに、広域的、高度な専門性を持った寄り添い支援を行う。

② 市町村等バックアップ事業

市町村や各相談支援機関が相談事例に対応するにあたって、市町村等からの求めに応じて、専門的かつ多面的な視点に立った助言等の支援を行う。

③ 地域総合コーディネート事業

福祉・医療・司法・教育等の各分野の支援者や支援機関等を調整するとともに、互いのネットワークの強化を図る。また個別支援における課題を地域の課題として取り上げ、関係機関と問題共有を図り、新たなサービスや社会資源の創出を促進する。

④ 権利擁護事業

本人や家族が認識していない権利侵害等も含め、積極的な把握と対応に努める。

2. 中核地域生活支援センターまるっと

平成30年度より「なかまネット（医療法人社団啓友会）」に代わり、「まるっと（企業組合労協船橋事業団）」が習志野圏域（習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市）の中核地域生活支援センター事業を受託。習志野市津田沼に事務所を置き活動を開始しました。生活困窮者自立支援事業「らいふあっぷ習志野」（H27.4～）、「千葉県生活自立・仕事相談センター稲毛」（H25.12～）やフードバンクちば等でのノウハウを生かして、制度や支援につながりにくい人への相談支援を行っています。

<H30年4月～6月の支援実績>

	4月	5月	6月
習志野市	9	45	84
八千代市	12	45	32
鎌ヶ谷市	0	1	8
圏域外	5	6	1
県外	3	1	4
不明	0	2	3
計	29	100	132

<具体的な支援内容（例）>

- ・ 障害が疑われる人の裁判後の支援（国選弁護士より）
- ・ 障害のある夫婦と子どもの住まい探し（子育て支援課より）
- ・ 障害のあるひきこもりの人の支援（親族より）



中核地域生活支援センターまるっと
〒275-0016 千葉県習志野市津田沼 5-2-22
ヴィラ習志野 301号室
TEL.047-409-6161 FAX.047-409-6162
Mail. marutto@jigyoudan.com

千葉県中核地域生活支援センター等一覧

平成27年度より、町村部を担当する中核センターは、あわせて生活困窮者自立支援法にもとづく町村の自立相談支援事業を運営しています。柏市の「あいネット」、船橋市の「さーくる(circle)」は、各市の自立相談支援事業です。船橋市の「ふらっと船橋」は、障害者総合支援法にもとづく基幹相談支援センターです。

のだネット

- 野田市
- 野田市尾崎 840-32
TEL. 04 (7127) 5366
FAX. 04 (7127) 5367

がじゅまる

- 市川市 ● 浦安市
- 市川市大洲1-14-4 東洋荘101
TEL. 047 (300) 9500
FAX. 047 (300) 9509

まるっと

- 習志野市 ● 八千代市
 - 鎌ヶ谷市
- 習志野市津田沼 5-2-22
ヴィラ習志野 301 号室
TEL. 047 (409) 6161
FAX. 047 (409) 6162

基幹相談支援センター ふらっと船橋

- (船橋市障害者(児)総合相談支援事業)
- 船橋市
- 船橋市海神 1-31-31
ジュネス海神 101
TEL. 047 (495) 6777
FAX. 047 (495) 6776

さーくる(circle)

- (船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」)
- 船橋市
- 船橋市湊町 2-8-11
市役所別館 1階
TEL. 047 (495) 7111
FAX. 047 (435) 7100

いちはら福祉ネット

- 市原市
- 市原市東国分寺台 3-10-15
TEL. 0436 (23) 5300
FAX. 0436 (23) 5225

君津ふくしネット

- 木更津市 ● 君津市 ● 富津市
 - 袖ヶ浦市
- 富津市青木 2-16-14
アーバンスモール秋山 101
TEL. 0439 (27) 1482
FAX. 0439 (88) 1481

あいネット

- (柏市地域生活支援センター)
- 柏市
- 柏市柏下 65-1 ウェルネス柏 3F
TEL. 04 (7165) 8707
FAX. 04 (7165) 8709

ほっとねっと

- 松戸市 ● 我孫子市 ● 流山市
- 松戸市新松戸 4-129
関口第5ビル 101
TEL. 047 (309) 7677
FAX. 047 (309) 7678



ずけっと

- 成田市 ● 佐倉市 ● 四街道市
 - 八街市 ● 印西市 ● 白井市
 - 富里市 ● 酒々井町 ● 栄町
- 佐倉市籾木仲田町 9-3
TEL. 043 (483) 3718
FAX. 043 (483) 3719

香取CCC

- 香取市 ● 神崎町 ● 東庄町
 - 多古町
- 香取市北 3-2-13
TEL. 0478 (50) 1919
FAX. 0478 (50) 1414

海匝ネットワーク

- 銚子市 ● 旭市 ● 匝瑳市
- 旭市口-838
TEL. 0479 (60) 2578
FAX. 0479 (60) 2579

さんネット

- 東金市 ● 山武市 ● 大網白里市
 - 横芝光町 ● 九十九里町
 - 芝山町
- 山武市富田 748
TEL. 0475 (77) 7531
FAX. 0475 (77) 7538

長生ひなた

- 茂原市 ● 白子町 ● 長柄町
 - 長南町 ● 睦沢町 ● 一宮町
 - 長生村
- 茂原市長尾 2694
TEL. 0475 (22) 7859
FAX. 0475 (22) 7844

夷隅ひなた

- いすみ市 ● 勝浦市 ● 大多喜町
 - 御宿町
- いすみ市大原 8927-2
TEL. 0470 (60) 9123
FAX. 0470 (60) 9124

ひだまり

- 館山市 ● 鴨川市 ● 南房総市
 - 鋸南町
- 館山市山本 1155
TEL. 0470 (28) 5667
FAX. 0470 (28) 5668

● この資料は、「なのはな知的障害生活サポート協会」の補助金により作成しています。

平成30年 習志野市障がい者地域共生協議会

内部障害者

「オストメイトについて」



JOA習志野会 会長 村山 輝子

オストメイトとは？

病気や障害などが原因で腹部などに排泄のための開口部(人工肛門・人工膀胱)を造られた人のことです。開口部はストーマと呼ばれております。オストメイトは排泄のコントロールすることができず、ストーマ装具をつけて生活をしています。

ストーマについて

(人工肛門・人工膀胱)を造設した人をオストメイト(OSTOMATE)といいます。

ストーマ(STOMA)は、ギリシャ語で「口」という意味の源語です。

ストーマの種類

- ◆ コロストミー (消化器系ストーマ)
結腸に作られたストーマのことです。
部位によって
 - ①上行結腸ストーマ
 - ②横行結腸ストーマ
 - ③下行結腸ストーマ
 - ④S状結腸ストーマに分けられます。

ストーマの種類

- ◆ イレオストミー (消化器系ストーマ)
回腸につくられたストーマのことです。コロストミーと比べると、水様の便が排出されます。
- ◆ ウロストミー (泌尿器系ストーマ)
尿が排出されるストーマのことです。大きく分けて回腸の一部に尿管をつないで造る回腸導管と、尿管を直接おなかの外に出した尿管皮膚瘻があります。

オストメイトの生活

- ・ オストメイトはストーマから排泄を行う。
- ・ 排泄のコントロールはできない。
- ・ そのため排泄を受け止める装具が必要。
- ・ 装具は体に直接貼り付けて使用する。
- ・ 排泄物は一定量たまったら時点で処理する。
- ・ 2日～4日間ほど使用後、新しい装具に交換(装具の交換時期は個人差がある)
- ・ 装具の交換はほぼ自宅で行う。しかし、外出時に粘着が剥がれたり漏れが生じたときにオストメイト対応設備が必要。(逃げ込む場所・応急処置のできる場所)

スチーム装具を使用しています

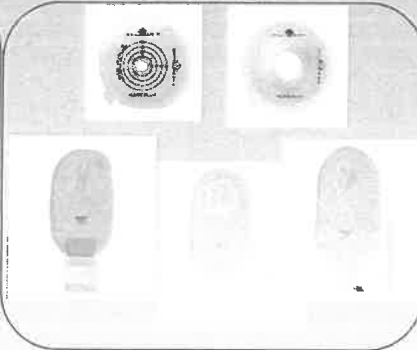
単品系

二品系

コロスチーム用



ウロスチーム用



直接肌に付ける 二品系の面板



テープ付平面装具



テープなし平面装具



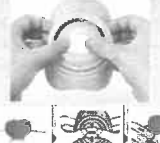
平面装具102mm



凸面装具



浮動型フランジ



はさみ不要のフォームフレックス

私たちの目標

私たちは、オストメイトが安心して暮らせる社会をめざし、互いに協力し合い交流を通して社会復帰と福祉向上のために幅広い活動を行います。

- 会員同士の交流、情報交換が何より生きる勇気と希望に繋がる。
- 社会に対しては、外見から判断できないオストメイトへの理解と協力を得る為の啓蒙活動に努める。
- オストメイトの生活の質(QOL)の向上と福祉制度の改善を要請。
- ノーマライゼーションの構成員として社会参加の促進に努める。

私たちはこんな活動をしています

- 相談支援事業
- 女性サロン(気兼ねの無い相談会と、作品作り)
- 研修会
- 会員増強活動
- オストメイト対応トイレの整備推進活動
- 災害時不安解消の推進
- 老後の不安解消の推進
- 習志野市障がい者ネットワークに加盟
- 習志野市福祉ふれあいまつりに参画
- 市民活動フェア「みんなでまちづくり」に参画

国や地方自治体への働きかけ 駅頭キャンペーン

オストメイトへの理解とトイレ設備の要望



オストメイトの生活環境整備はトイレ整備

日本初＝習志野市庁舎に
初めてオストメイト対応トイレが設置される
平成10年5月15日



**習志野市庁舎に
オストメイト対応トイレマーク設置**



**外出の不安解消
全国初 千葉県庁舎に
オストメイト専用トイレ「ジャワメイト」**

平成10年9月



スーパーハウジングフェア 2004

- 千葉県知事と高円宮妃殿下がジャワメイトをご高覧されて



内閣府より訪問 H17-7-8

- オストメイトのバリアフリーを勉強するためということで、内閣府参事官が来臨、習志野市長を交えオストメイト対応トイレ設置の経緯とオストメイト専用トイレを見学。



オストメイト対応トイレ設置制度の流れ 1

平成12年5月「交通バリアフリー法」改正

高齢者身体障害者等の公共交通機関を利用した移動円滑化の促進に関する法律68号が交付11月施行。

平成15年4月「ハートビル法」「建築基準法」の改正

高齢者身体障害者等の利用を配慮した建築設計標準にオストメイトに配慮した汚物洗浄装置を整備する事。

平成18年から3年間「障害者自立支援対策臨時特別

交付金による特別対策事業(オストメイト対応トイレ設備緊急整備事業)公共施設障害者トイレにオストメイト対応トイレ設備を整備一箇所あたり50万補助。

オストメイト対応トイレ設置制度の流れ 2

平成19年4月「バリアフリー新法」

特定建物(百貨店・公共施設・福祉施設等)の各階にオストメイト対応トイレを設置することが義務付けられた。

平成20年度

障害者自立支援対策臨時特別交付金の改正

都道府県、市町村を実施主体とし、オストメイトの社会参加を一層促進するため既存の公共施設に設置されている身体障害者用トイレにオストメイト対応トイレ設備の整備を行なう。

- ・補助金 1か所あたり100万円以内
- ・実施年度 平成21年度～23年度

オストメイト対応トイレ設置制度の流れ 3

平成24年 国土交通省
「多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究」委員会設置

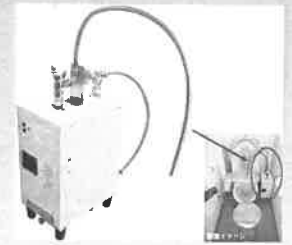
多機能トイレに多くの設備を詰め込んだことから利用集中が進み、障害者等が利用しづらくなってきているユニバーサルデザインの考え方に留意しつつ、高齢者や障害者の趣旨に沿い、バリアフリー化の推進を図る機能分散型トイレを整備することに改正。

オストメイト対応トイレ整備

TOTO



LIXIL



パウチクリーンHome
少スペースの既存トイレ用

少スペース用 オストメイト対応トイレ設備

オストメイト対応型便座 「i-anza」

☆一般的な排泄処理作業（パウチ処理）と問題点
・便器を前に中腰でのパウチ処理になるため高齢者（平均年齢72歳）には体力面で辛い。また、立った状態のパウチ処理は衣服や便器周囲を汚しやすい。



☆オストメイト対応型便座の特徴

・便座の前部が広い特徴を持ち、パウチ処理に対し座ってできることから作業性が良く、便器周囲を汚しません。



・肛門が開かない
・後ろに下がりにくい

・前出が広い



オストメイトの3つの不安があります 1. 外出の不安 オストメイト用トイレについて

オストメイト設備には2つの役割があります。

1 シャワーについて

ストーマ装具の接着面から便などが漏れた場合に新しい装具へ交換する必要があります。衣類や体についてしまった便や尿を洗い流すにはシャワーなどの水栓器具が必要になります。

2 汚物流しについて

排泄物を処理するには汚物流し・または便器が必要です。

2. 災害時の不安 自助、共助、公助

(自助)

私たちオストメイトは外出時に予備のストーマ装具を携帯しています。

(共助)

オストメイトは家族、知人の家にストーマ装具の保管を依頼しています。

(公助)

- ・当協会は各自治体への公的なストーマ装具の備蓄を依頼しています。東日本大震災では、自宅にストーマ装具を取りに行くことが困難でした。災害対策として公的な装具備蓄の検討をお願いいたします。
- ・オストメイトの避難場所は福祉避難所とする。災害時は体調を崩す人が多い、また、排泄物の漏れは、敏速な、皮膚洗浄と装具交換が必要。
- ・災害時第一避難所となる学校にオストメイト用トイレの整備。
- ・災害時の専門看護師は、オストメイトが助けを求めやすい目印となる服装してほしい。

災害時用トイレ 組み立て式

阪神淡路大震災から学び、人目を避けてストーマケアや装具交換が出来る組立式、一般の方々にも使用できるよう、災害時の地域避難所に備蓄整備を依頼。



3. 高齢者オストメイトの不安

- ・ 高齢化したオストメイトが増えてきている。
- ・ ストーマの自己管理が出来なくなり、人の手を借りなければならない状況が出てきているが、家族にもストーマケアができない。
- ・ 介護施設に入っても、在宅介護になっても、地域には皮膚・排泄ケア認定看護師は少ない、病院には一人もいないところがある。
- ・ 早急に、地域包括支援事業として、介護施設や訪問介護の看護師、介護士、ヘルパーに、「本的ストーマケア」について研修制度を実施して頂きたい。

公益社団法人日本オストミー協会千葉県支部 JOA習志野会の役割

私たちは、オストメイトが安心して暮らせる社会をめざし、互いに協力し合い交流を通して社会復帰と福祉向上のために幅広い活動をしています。

- ・ 会員同士の交流、情報交換が何より生きる勇気と希望に繋がる。
- ・ 社会に対しては、外見から判断できないオストメイトへの理解と協力を得る為の啓蒙活動に努める。
- ・ オストメイトの生活の質(QOL)の向上と福祉制度の改善を要請。
- ・ ノーマライゼーションの構成員として社会参加の促進に努める。

JOA習志野会の活動

- ・ 相談支援事業
- ・ 研修会
- ・ 会員増強活動
- ・ オストメイト対応トイレの整備推進活動
- ・ 災害時不安解消の推進
- ・ 老後の不安解消の推進
- ・ 習志野市障がい者ネットワークに加盟
- ・ 習志野市福祉ふれあいまつりに参画
- ・ 市民活動フェア「みんなでまちづくり」に参画

オストメイトのケア

- ・ 術前術後のオストメイトには、ストーマを容認できない時期があります。辛くて、悲しくて、残念で、悔しくて、言いようのない空しさ、がんに対する恐怖で、現状を受け入れられない状態、自分のストーマを見ることさえ出来ない人がいます。生きていけない、誰にも話すことも出来ず葛藤している時期は、同じオストメイトにさえ、何でこんなに明るくしているのか理解できず憤りを感じる時期があります。
- ・ 優しく話を聞いてくれるピアサポーターが必要な時期です。
- ・ ストーマケアも思うように出来ず、皮膚トラブルも起こしやすい、多種類ある装具の選択法も分からない時期で、とにかく講習会に参加して同業者と会うことと、正しいストーマケアの知識を得ることで、徐々に自信が持てるようになります。

オストメイトの自立

多くの方の助けを得て、ストーマを受容出来るようになって、常時ストーマ装具の交換も習得できるようになりますとストーマが愛おしく感じられるようになります。ストーマは少し不便ですが、決して不幸ではないと実感できるようになります。

装具交換の創意工夫と前向きな気持ちの持ち方には、時間はかかりますが、想像もしなかった尊い人生を生かされている事に気づくと多少不安があっても、新しいオストメイトの相談相手としてお手伝いができるようになります。

オストメイト社会適応訓講習会 自立と社会参加を目指して

専門医による病気に対する正しい知識
WOCによる正しいストーマケアと日常生活について
補装具の新しい情報と適切な使用法
福祉制度の利用法など



研修会・情報交換会

一泊研修会

- ・ オストメイトの入浴法
- ・ 入浴体験実習
- ・ 入浴用装具の使用法
- ・ 情報交換会



新春交流会 家族同伴で楽しく



オストメイトマーク



所管:公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団
JIS案内記号登録
人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があることを表すマーク。対応するトイレやその案内板に表示されます。

ハート・プラスマーク



所管:特定非営利活動法人ハート・プラスの会

「内臓等の身体内部に障害のある人」を表します。
内部障害は外見から分かりづらいため、障害の存在を示し理解を得るためのマークです。

ヘルプマーク



所管: 東京都
(JIS規格)

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方または妊婦初期の方など、援助や配慮を必要としている方々が周囲のかたに配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。

障害のある人に関するマークの使用例



ヘルプカードをホルダーに入れてカバンの外に取り付ける等、障害種別・状況・考え方によって、適切な方法を工夫して携帯しています。

オストメイトの支援体制

